

○ 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の伊藤幸夫氏（大曲地域）の任期が、来る平成30年9月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

伊 藤 幸 夫 大仙市内小友字七頭115番地
(再推薦) 昭和28年1月1日生(満65歳)

○ 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の中沢宏哉氏（神岡地域）の任期が、来る平成30年9月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中 沢 宏 哉 大仙市神宮寺字神宮寺227番地
(再推薦) 昭和39年2月16日生(満54歳)

○ 議案第83号 大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲駅前第二地区土地区画整理事業については、平成30年12月から清算金の徴収、交付事務を行う予定であり、これに伴い清算金に係る督促手数料及び延滞金に係る規定を整備するものであります。

1 清算金に係る督促手数料及び延滞金について規定（第25条関係）

① 督促手数料 土地区画整理法施行規則に規定する督促手数料の額

（督促状1通につき郵便法に規定する定形郵便物の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額で1通につき82円）

② 延滞金 当該納付金額（100円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額（100円未満切り捨て）

2 施行期日 公布の日

○ 議案第84号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 神岡地域の笹倉公園に設置しているスカイサイクル施設については、経年劣化に伴い、廃止するものであります。

- 1 笹倉公園スカイサイクル施設の廃止（別表第2、別表第3関係）
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第85号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 建築基準法の一部を改正する法律が公布され、市において接道規制の特例の認定に係る事務の一部を執ることとされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 敷地が幅員4メートル以上の農道などの道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数で省令基準に適合するものに係る建築の認定の申請手数料として27,000円を徴することとした。（別表関係）
- 2 所要の文言整理（第5条、別表関係）
- 3 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日

○ 議案第86号 字の区域の変更について

※ 土地改良法に基づく中仙中央地区の農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があるとあり、秋田県知事から依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 経緯
平成24年4月 事業採択
平成25年5月 面工事着工
平成28年3月 面工事完了
平成30年7月 字界変更事前協議
- 2 事業主体 秋田県
- 3 換地処分 平成31年3月（予定）
- 4 工事概要
事業量 区画整理工267.4ha（地区面積307.0ha）
事業費 41億6,400万円（見込み）
負担割合 国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%
受益者戸数 265戸

○ 議案第87号 大仙美郷環境事業組合の解散について

※ 大仙美郷環境事業組合及び仙北市で行っている一般廃棄物処理施設の管理運営については、平成31年度から大曲仙北広域市町村圏組合において事務を執ることに伴い、平成31年3月31日をもって大仙美郷環境事業組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第88号 大仙美郷環境事業組合同規約の一部変更について

※ 大仙美郷環境事業組合を解散することに伴い、同組合が解散した場合の事務の承継に係る規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 組合が解散した場合の事務承継規定の追加（第13条関係）

大仙美郷環境事業組合の解散があった場合においては、大曲仙北広域市町村圏組合がその事務を承継する。

2 施行期日 知事の許可を受けた日

○ 議案第89号 大仙美郷環境事業組合の解散に伴う財産処分について

※ 大仙美郷環境事業組合を解散することに伴い、当該組合の財産を大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させることについて、地方自治法第289条の規定に基づき、関係地方公共団で協議の上、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 財産処分の内容

- ① 固定資産及び組合債を全て大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させる。
- ② 平成31年4月1日以降発生する大仙美郷環境事業組合に関する事務及び経費については、大曲仙北広域市町村圏組合が承継し負担する。ただし、不測の経費については、随時大仙市と美郷町が協議の上、負担する。

2 帰属させる財産

① 有形固定資産及び無形固定資産

項目	内容	面積・数量
有形固定資産	関連施設敷地、普通財産	232,456.25㎡
1. 土地		
2. 建物	ごみ処理場、し尿処理場、一般廃棄物最終処分場関連施設	28,207.29㎡
3. 構築物	ごみ処理場、し尿処理場、一般廃棄物最終処分場付帯設備	52件
4. 器械及び備品	ごみ処理施設備品等	210個
5. 車両	ダンプ、ライトバン、ローダー、フォークリフト、バックホウ	6台
無形固定資産	N T Tの電話加入権	1口
1. 電話加入権		

② 組合債

項目	借入年度	借入額(千円)	平成30年度末未償還元金(円)
組合債(東北財務局借入分)	H17～H23	1,783,200	628,544,881
組合債(秋田県借入分)	H21～H22	48,300	8,637,276

○ 議案第90号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について

※ 大仙美郷環境事業組合及び仙北市で行っている一般廃棄物処理施設の管理運営については、平成31年度から大曲仙北広域市町村圏組合で行うこととして共同処理する事務を変更するとともに、同組合規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1 共同処理する事務の変更（第3条関係）
（変更前） 一般廃棄物処理の広域化に係る準備事務に関すること。
（変更後） 一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- 2 施行期日 知事の許可を受け、平成31年4月1日
- 3 組合は、平成31年3月31日をもって解散する大仙美郷環境事業組合の事務を承継する。

○ 議案第91号 損害賠償の額を定めることについて

※ 交通事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

- 1 事故の概要
 - ① 日時 平成30年7月2日 午前12時頃
 - ② 場所 大仙市高梨字於園地内（市道払田高梨東西線）
 - ③ 状況 上記場所において、職員が公用車を運転し、交差点に進入した際、同交差点に進入するため一時停止していた相手方車両（フォークリフト）の前部（爪部分）に公用車左前部を衝突させ、相手方車両に損害を与えたもの
- 2 損害賠償額 2,182,539円
- 3 賠償の相手方 大仙市堀見内字寺村58番地2 ゆずき有限責任事業組合

○ 議案第92号 損害賠償の額を定めることについて

※ 漏水事故による損害を賠償するため、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条の規定に基づき適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

- 1 事故の概要
 - ① 日時 平成30年3月21日頃
 - ② 場所 大仙市協和船岡
 - ③ 状況 上記の場所に存する住宅において、相手方から水道使用の一時中止の届出を受け、止水栓を締めて止水したが、確実に止水栓を締めなかったことが原因で、水道管が凍結により破損し漏水したため、一階の天井部が破損する等、相手方所有建物に損害を与えたもの
- 2 損害賠償額 877,404円
- 3 賠償の相手方 大仙市協和荒川 A氏